

公益信託みなとみらい21まちづくりトラスト 募集要項

1 助成の目的

地区の創意工夫による自主的なまちづくりの活動を行う団体または法人に対して助成を行うことにより、みなとみらい21地区の振興と活性化を図り、生き活きと活動できる国際色あふれる街の創造に寄与することを目的とします。

2 助成対象者

みなとみらい21地区において、みなとみらい21地区の振興と活性化のため、以下の活動を行う団体または法人。

団体とは、横浜市内に住所を有する者、在勤又は在学する者を代表者とする3人以上が、自主的なまちづくりをするため結成した者としてします。

法人とは、横浜市内に事務所または事業所を有する者としてします。

ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者は、助成の対象としません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

また、助成申請にあたっては、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを条件とし、いずれかに該当する行為を実施した場合には、助成の対象としません。

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ・その他前上記に準ずる行為

3 助成の対象とする活動

①地区全体の防災に資する活動

- ・防災対策
- ・広報啓発
- ・一時帰宅困難者対策
- など

②良好な都市環境の維持保全創造に資する活動

- ・緑化・植栽保全業
- ・公共空間グレードアップ
- ・環境対策
- など

③賑わいと国際色溢れるまちづくりに資する活動

- ・賑わいづくり
- ・観光対策
- ・地域交流
- など

④その他、地区の振興に資する活動

- ・実施効果が地区全体に及ぶもの
- など

なお、上記の活動のうち、運営委員会が次の各号に該当すると判断したものは、対象としません。

- ・営利を目的とした活動
- ・宗教的活動

- ・政治的活動
- ・研究、実験や提言等のみを目的とした活動
- ・参加者の負担軽減を目的とした活動
- ・団体への利益誘導等を伴う活動
- ・活動の大半が団体の構成員である企業等への委託等により実施されるなど、主体が申請者である団体ではない活動
- ・実施期間および内容が既に他の助成の対象となっている活動

4 助成の対象とする活動期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで

5 助成の対象となる実施エリア

みなとみらい21地区（中央地区、新港地区、横浜駅東口地区）

6 助成の内容

コース名	助成限度	助成回数 ※	助成予定団体数
Aコース	50万円	3回まで	5～6
Bコース	100万円	原則として3回まで	1～2
Cコース	活動費の90%	原則として3回まで	若干数

※ 第1回募集で助成決定した案件は、助成回数1回としてカウントされます。

※ 助成の対象となる活動にはすべて、実現性、発展性、自立性を求めるため、助成回数は3回までとします。ただし、Bコース及びCコースにおいては、自らが目指す目標の達成度やみなとみらい21地区に及ぼした効果の度合いにより、3回を超えて助成する場合があります。

7 助成における注意点

- ・活動に直接関係しない経費や内部経費は助成対象外とします。

例：団体構成員にかかる人件費 ※法人および団体の構成員への謝金等を含む
光熱水費、家賃等の経常的な団体運営にかかる費用

※Aコースのうち団体の立ち上げ時に必要な場合を除く

食糧費

交際費

利用目的が本活動に限らない備品費

- ・助成対象となる謝金(類するものを含む)については、原則として1支払先あたりの限度額を3万円とします。
- ・複数年度にわたる計画であっても、助成は各年度ごとに審査を実施して判断します。複数年度にわたる助成決定を一度に行うことはありません。

しかし、複数年度にわたる活動を予定している場合には、助成を受けようとする期間に関わらず、申請書様式のとおり、翌々年度までの活動計画と、年度ごとの目標をわかりやすい指標で設定し、記載してください。

- ・ Bコースは、Aコースによる助成を受ける等で、過去に活動実績があり、今後みなとみらい21地区での継続した活動が見込めるものを対象とします。
- ・ 活動実績がある場合でも、これまでの内容について、さらなる創意工夫により従来の活動を量的・質的に向上させようとするものについてのみ、助成の対象とします。
- ・ イベント等を実施する場合には、事故等に備え、参加者の保険加入を必須とします。
- ・ イベント等が天候不順などの理由により実施ができなかった場合、会場使用料・設営料や警備費等イベント開催にかかる費用について、内定した助成の一部又は全部を交付対象外とすることがありますので、費用面については、イベント中止保険などで対応してください。
- ・ 活動の実施にあたり作成する広告物、ホームページ等には「この活動は公益信託みなとみらい21まちづくり Trust の助成により実施しています」と記載してください。
- ・ 実施にあたり必要な自治体その他の許認可が得られなかった場合、助成を停止または取り消すことがあります。
- ・ 実施にあたってトラブル等が発生した場合、団体等が責任を持って対応を行ってください。場合によっては、助成を停止または取り消すことがあります。
- ・ 助成金額は運営委員会の審査によります。そのため、申請額通りの助成金額とならない場合があります。
- ・ 施設、設備等の整備を伴う活動の場合、整備したものが地区内の資産として活用できる計画であることが必須条件です。また、継続的に必要となる施設、設備等にかかる運営や維持保全等の費用についても、経済的自立性を見込んだ計画としてください。
- ・ 次のような行政計画やエリアマネジメント憲章など、みなとみらい21地区の目指す方向性や取組も参照してください。

- ・ 横浜市都市計画マスタープラン
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/master.html>
- ・ 横浜市中期計画 2022～2025
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2022-2025/chuki2022-.html>
- ・ 横浜市都心臨海部再生マスタープラン
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/toshinmp/>
- ・ みなとみらい21地区のエリアマネジメント
<https://www.ymm21.jp/about/aboutus.html>
- ・ みなとみらい21 エリアマネジメント憲章
<https://www.ymm21.jp/about/aboutus.html>
- ・ みなとみらい21街づくり基本協定 <https://www.ymm21.jp/div/basic-agreement.html>
- ・ みなとみらい21地区都市再生安全確保計画 https://www.ymm21.jp/news/press/post_41.php

8 審査および交付までの流れ

運営委員会において書類審査を実施し、書類審査通過者に通知します。

なお、Cコースについては、書類審査前に運営委員会によるヒアリングを実施する場合があります。書類審査通過者には、原則として公開の場でプレゼンテーションを実施していただいた上で、運営委員会による審査により、助成内定者及び助成額を決定します。

ただし、プレゼンテーションは、運営委員会の判断により省略あるいは非公開とする場合があります。

●プレゼンテーション実施予定日

2025年3月17日（月）

（別途設定する予備日に実施する場合があります）

場所 一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム

※実施時間等の詳細については、書類審査通過者に、3月中旬頃通知します。

※プレゼンテーションの持ち時間は下記のとおりです。プレゼンテーションにあたり映像を使用する場合、予め事務局で用意するPCで行うことができるのは、PDF形式のみ、CD-Rによる持ち込みのみになります。その他形式を使用される場合にはPCをご用意ください。

A、Bコース…5分程度 Cコース…10分程度

※最終の結果通知時期は、4月下旬から5月上旬頃を予定しています。

※助成決定を受けた団体には、活動終了後2週間以内に活動実績報告書を提出の上、公開の場で活動報告を行っていただきます。

9 審査基準

運営委員会による審査基準は下記のとおりです。申請書の記載にあたって、このような点が明確になっているか、必ずご確認ください。

① 活動の公益性

- ・本公益信託の助成対象として相応しい公益性があるか。
- ・活動内容が特定の個人、団体のみの利益を目的としたものになっていないか。
- ・不特定多数に効果をもたらす活動か。
- ・活動目的、活動内容は助成対象活動に該当しているか。
- ・横浜市の行政計画や事業計画、地区の協定等、地区が目指す方向性に反しない活動であるか。
など

② 活動の必要性

- ・地区の課題を適切にとらえているか。
- ・活動内容が地区の課題解決に寄与するものであるか。
- ・活動目的を達成するのに適切な活動内容となっているか など

③ 活動の波及効果

- ・数値目標など、具体的な活動の目標が設定されているか。
- ・活動内容が地区に良好な影響を与えるものであるか。
- ・地区内に活動効果が広がるものであるか。
- ・既存の活動の場合、実施範囲や対象などの拡大により、新たな効果を地区にもたらすものであるか。
- ・地区内にもたらす効果に具体性があるか。 など

④ 費用の妥当性

- ・公益信託を活用する活動として、費用が妥当であるか。
- ・助成対象費用と対象外費用が明確に区分されているか。
- ・助成額と自己資金のバランスが妥当であるか。
- ・費用の対象が活動内容に合致しているか。
- ・費用の積算・使途が適切であるか。
- ・活動の経済的自立に向けた見込みが計画されているか。 など

⑤ 活動の先進性

- ・他に比して先行している活動か。
- ・他に例を見ない発想や方法による活動か。 など

⑥ 活動の実現性

- ・実施体制や計画に無理はないか。
- ・関係者の合意形成や許認可が必要な事項について調整がされているか。
- ・屋外で実施する活動等の場合、代替日の確保など、実現性の高い計画になっているか。
- ・継続を前提として実施する活動においては、複数年の活動計画が明確になっているか。
- ・計画内容に一定のフィジビリティが確保されているか。
- ・活動効果の検証方法が明確であるか。
- ・①～⑤において矛盾がなく、整合がとれているか。 など

10 募集期間

2024年11月1日（金）～ 2024年12月27日（金）〈必着〉

11 応募方法

所定の申請書様式に記入の上、下記の書類を添付し、提出先にご郵送ください。

- (1) 活動計画書
- (2) 活動見積書（謝金等支払予定先一覧を含む）
- (3) 案内図
- (4) 活動実績（原則として過去3年分）
- (5) 定款、役員名簿・組織図、直近の貸借対照表（団体の場合は準ずるものでも可）
※Cコースのみ
- (6) 他に交付を受けている当該活動にかかる助成（申請中を含む）がある場合、交付を受けている（または申請中の）助成の期間・活動内容が確認できる申請書等の写し
- (7) その他受託者が必要と認めるもの

※申請書様式については、下記アドレスよりダウンロードしてください。なお、いただいた応募書類は返却しません。

※必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

※助成内定後、助成金交付申請書提出の際、助成対象であることを確認するため、団体代表者の顔写真付身分証明書の写し、法人の場合は現在事項証明書を添付していただきます。

※初めてCコースに申請する団体または法人は、応募の前にトラスト運営サポート事業者である一般社団法人横浜みなとみらい21へ連絡をしてください。

※Cコースについては、運営委員会からの依頼による申請内容の確認等のため、一般社団法人横浜みなとみらい21より、ご連絡をさせていただくことがあります。

●様式ダウンロード：<http://www.resonabank.co.jp/kojin/koken/>

※申請にあたっては、上記ホームページ内の「FAQ」をご参照ください。

12 助成金の交付

助成金は指定の銀行口座に振り込みます。

助成金の交付は原則として活動終了後とします。ただし、1回に限り、活動終了前に助成内定額の2分の1を限度として、助成金の一部の交付を申請することができます。

なお、申請内容に偽りがあった場合など不正な手続きにより助成を受けた場合や、助成対象以外に助成金を使用した場合には、速やかに助成金を返還していただきます。

13 申請書の提出先・照会先

〒135-8581

東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリア W2 棟
株式会社 りそな銀行 信託オペレーションオフィス
公益信託みなとみらい21まちづくりトラスト担当

14 相談窓口

制度の概要や申請方法、みなとみらい21地区に関する情報についてのご相談がある場合は、下記団体にご連絡ください。

<トラスト運営サポート事業者>

【一般社団法人横浜みなとみらい21】

〒220-0012

横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号 クイーンズスクエア横浜クイーンモール3階
電話 045 (682) 4401 FAX 045 (682) 4400

・受付時間 午前10時～午後4時（土日祝および年末年始を除く）

※来所での相談を希望される場合は、事前にお電話で日時をご予約ください。

※申請の受付はできません。